

店頭デリバティブ取引に係るご注意

- ◆ 本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客さまより事前に要請がない限り、訪問・電話による勧誘はできない取引です。

(注1)

※ この取引に関して行われた勧誘が、訪問・電話による場合、お客さまの要請によるものであることを、改めてご確認ください。

- ◆ 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。

また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客さまの窓口へのご来店又は勧誘の要請による勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解のうえ、お取引いただきますようお願いいたします。

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、新生銀行の FX コールセンター **0120-456-753** へお申し出ください。お取引についてのトラブル等は、以下の ADR (注2) 機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。ADR 機関の連絡先は当行の HP 上にも掲載しております。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

一般社団法人全国銀行協会
全国銀行協会相談室
電話番号：0570-017109 (ナビダイヤル) または 03-5252-3772

(注1) ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- 当該取引に関して特定投資家に移行されているお客さまの場合
- 勧誘の前日 1 年間に、2 以上お取引いただいていたお客さま及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客さまの場合
- 外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客さまであって、お客さまの保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

(注2) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

株式会社新生銀行

登録金融機関：関東財務局長（登金）第 10 号

加入協会：日本証券業協会・一般社団法人 金融先物取引業協会

目次

契約締結前交付書面	4
新生銀行 F X 取引ルール	33

新生銀行 F X

契約締結前交付書面

(店頭外国為替証拠金取引説明書)

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です

株式会社新生銀行

登録金融機関：関東財務局長（登金）第 10 号

加入協会：日本証券業協会・一般社団法人 金融先物取引業協会

I. 目次

契約締結前交付書面	4
(店頭外国為替証拠金取引説明書)	4
I. 目次	5
II. はじめにお読みください	8
(1) リスク等に係る注意点	9
(2) 区分管理信託	10
(3) カバー取引先	10
2. 新生銀行FX（店頭外国為替証拠金取引）の取引方法等について	11
(1) 取引通貨ペア及び必要証拠金等	11
(2) 取引手数料及び諸料金等	11
(3) 価格（レート）提示	11
(4) スプレッド	11
(5) 注文方法	11
(6) 注文の有効期限	12
(7) 取引数量の上限	12
(8) 注文の執行等	12
(9) 注文の訂正・取消	12
(10) 約定の訂正・取消	13
(11) 建玉	13
(12) 決済	13
(13) 両建て	13
(14) ロールオーバー	13
(15) スワップポイント	13
(16) ロスカットルール	14
(17) 強制決済	14
(18) スリッページ	14
(19) 受渡日	15
(20) レバレッジコース	15
3. 証拠金	16
(1) 証拠金の差し入れ	16
(2) 利息	16
(3) 新生銀行FX口座へ証拠金の入金	16
(4) 新生銀行FX口座からの証拠金出金	17
(5) 評価損益及びスワップポイント	17
(6) 追加証拠金（※レバレッジ25倍コースのお客さまのみ適用）	17
(7) 追加証拠金による制限（※レバレッジ25倍コースのお客さまのみ適用）	17
(8) 追加証拠金等の通知（※レバレッジ25倍コースのお客さまのみ適用）	17
4. 決済に伴う金銭の授受	18
5. プレアラート通知・アラート通知・ロスカット基準額	18

6. 利益に係る税金	18
7. 決済損金の不足	19
8. 取引チャネル	19
9. 取引時間	19
10. 注文の受付	19
11. お客さまへのお知らせ・ご連絡	19
12. 書面の電磁的方法による交付または徴求	19
13. 新生銀行 F X に係る口座情報の確認	19
14. システム障害時の取引	20
III. 新生銀行 F X 口座の開設及び解約	20
1. 新生銀行 F X 口座開設	20
2. 契約の解約等	21
IV. 新生銀行 F X (店頭外国為替証拠金取引) の手続きについて	22
1. 口座開設	22
2. 証拠金の差入れ	22
3. 注文の指示事項	22
4. 建玉の決済	22
5. 注文した取引の成立	22
6. 取引手数料及び諸料金等	22
7. 取引残高、建玉、証拠金等の報告	23
8. 交付書面の確認	23
V. 店頭外国為替証拠金取引に係る禁止行為	24
VI. 当行の概要及び本取引に関する連絡先	26
1. 当行の概要	26
2. 当行への連絡方法 (F X コールセンター)	27
3. 指定紛争解決機関の連絡先	27
VII. 店頭外国為替証拠金取引のリスク	28
1. レバレッジ効果によるリスク	28
2. 損失を限定させるための注文に関するリスク	28
3. 外国為替取引の性質とリスク	28
4. 信用リスク	28
5. カバー取引先のリスク	29
6. 外国為替の変動リスク	29
7. 金利変動リスク	29
8. 流動性リスクと特殊な状況	29
9. 週明けまたはシステムメンテナンス明けの取引時間開始時等における約定に関するリスク	29
10. 外貨建て取引の為替リスク	30
11. 預託された資金のリスク	30
12. 電子取引システムの利用リスク	30
13. 売買注文の取消	30

VIII. 店頭外国為替証拠金に係る主要な用語	31
新生銀行 F X 取引ルール	33

II. はじめにお読みください

店頭外国為替証拠金取引説明書

本説明書では、店頭外国為替証拠金取引を行っていただくうえでのリスクやお取引方法等が記載されています。あらかじめ本説明書を十分に読んでご理解いただき、ご不明な点等は、お取引開始前にご確認ください。

店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格変動により損失が生ずることがあります。店頭外国為替証拠金取引は多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

本説明書は、金融商品取引業者および登録金融機関（以下「金融商品取引業者等」といいます）が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客さまに交付する書面で、金融商品取引法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち、同項第 1 号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明します。なお、ご不明な用語がございましたら、本書に掲載されている用語集をご覧ください。

新生銀行F X（店頭外国為替証拠金取引）のリスク等重要事項について

(1) リスク等に係る注意点

- ◆ 新生銀行F X（店頭外国為替証拠金取引）は、取引対象である通貨の価格変動により損失が生じることがあります。また取引対象である通貨の金利変動によりスワップポイントが受取から支払に転じることもあります。さらに、取引金額がその取引についてお客さまが預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額に限定されず証拠金の額を上回ることもあります。
- ◆ 非対円通貨の組合せ（外貨建ての取引）においては、新規建玉時に当行所定のレートにより円貨から外貨に換算され、決済取引（反対売買）時に当行所定のレートにより外貨から円貨に換算されるため、取引対象である通貨の価格変動および金利変動に加えて、当該外貨と円貨との為替変動により損失が生じることがあります。
- ◆ 当行は、新生銀行F Xに関してお客さまからお預かりした証拠金（証拠金残高、未実現損益、スワップポイント）を下記（2）のとおり信託口座に再預託（区分管理）することで当該資産の保全を図っておりますが、区分管理必要額の算定基準日と信託設定の日に時間差があることなどから、信託されるまでの間は信託口座の保全対象にはなりません。万一、当行の業務または財産の状況が悪化した場合、信託保全される前のお客さま資産等の返還が困難になり、お客さまが損失を被ることがあります。
- ◆ 当行は、お客さまの注文約定と同時に、システムによる自動発注により、お客さまとの取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を、下記（3）のカバー取引先と行います。当行は下記（3）のカバー取引先とのみカバー取引を行うところ、当行またはカバー取引先の業務または財産の状況悪化等により、カバー取引が停止することがあります。この場合、カバー取引はお客さまの約定と連動しているため、お客さまは取引を行うことができなくなり、その間の相場変動によって、預託した証拠金を上回る損失を被るおそれがあります。また、万が一お客さまとの注文が約定したにもかかわらずカバー取引が行われなかった場合には、新生銀行F Xでは他のカバー取引先が存在しないため、当行がお客さまの取引により生じる損失をカバー取引と相殺できない結果、当行の損失が拡大し、当行の財務状況が悪化することにより、お客さまとの取引を継続できなくなるおそれがあります。
- ◆ 相場状況の急変により、買気配（ビットレート）と売気配（アスクレート）のスプレッド幅が広くなったり、スリッページの発生又はロスカットや強制決済の執行等により、お客さまが意図した取引ができない又は意図しない取引が成立する可能性があります。
- ◆ 取引システム又は当行とお客さまとを結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消などが行えない可能性があります。
- ◆ 取引手数料は無料です。また、新生銀行F Xのためのツールの利用料は無料ですが、経済情勢等の変化により、有料とする場合があります。ツール利用料・徴収方法については「新生銀行F Xツール利用規定」の「第5条新生銀行F Xツール利用料」に定めるとおりとします。ただし、取引にかかる費用は、手数料だけでなく、買気配（ビットレート）と売気配（アスクレート）の差額（スプレッド幅）、スワップポイントの受取と支払の差額等を総合的に

検討する必要があります。

- ◆ お客さまが注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

(2) 区分管理信託

当行は、金融商品取引法第43条の3第1項の規定に基づき、お客さまから預託を受けた証拠金は、新生信託銀行株式会社における金銭信託により、当行の自己の資金とは区分して管理しております。

ただし、当該証拠金は預金保険制度の保護対象ではありません。

(3) カバー取引先

当行は、お客さまとの取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を楽天証券株式会社（証券業）と行っています。カバー取引は、当行の判断のもとで当行が行う取引であり、カバー取引先とお客さまの間には一切の契約はなく、お客さまがカバー取引先に対し直接請求権を持つものではなく、またカバー取引先がお客さまからのご照会やお問い合わせに応じることもありません。

2. 新生銀行F X（店頭外国為替証拠金取引）の取引方法等について

当行による新生銀行F X（店頭外国為替証拠金取引）（以下、「新生銀行F X」といいます）は、金融商品取引法及びその他の関係法令並びに一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

(1) 取引通貨ペア及び必要証拠金等

取引が可能な通貨ペア及びこれに係る必要証拠金（証拠金率）等は、取引ルールをご参照ください。なお、当行は、経済情勢等の変化に伴い法令に定める範囲内において必要証拠金（証拠金率）を変更する場合があります。

(2) 取引手数料及び諸料金等

取引手数料は無料です。また、新生銀行F Xのためのツールの利用料は無料ですが、経済情勢等の変化により、有料とする場合があります。ツール利用料・徴収方法については「新生銀行F Xツール利用規定」の「第5条新生銀行F Xツール利用料」に定めるとおりとします。ただし、取引にかかる費用は、手数料だけでなく、買気配（ビットレート）と売気配（アスクレート）の差額（スプレッド幅）、スワップポイントの受取と支払の差額等を総合的に検討する必要があります。

なお、お客さまが負担すべき公租公課、その他の賦課金、取引手数料及びその他の負担費用等について、当行が立て替えた場合、お客さまは当行から当該立替金の請求があり次第、当行が指定する期限及び方法等によりこれを支払うものとします。なお、当行は、お客さまからの指示により例外的な取り扱いを行った場合は、当行の要した実費及び役務提供に要した費用等をお客さまに請求する場合があります。

(3) 価格（レート）提示

当行は、原則として買気配（=お客さまの売値「ビッドレート」といいます）と売気配（=お客さまの買値「アスクレート」といいます）の両方のレートを同時に提示いたします（この提示方法を「2Way方式」といいます）。当行は通常、カバー取引先から配信されるレートを参考にレート提示を行いますが、当行またはカバー取引先の業務または財産の状況悪化、流動性が著しく低下するなどの外貨事情の急変、システム障害等により、カバー取引先からのレート提示がないなど、マーケットの実勢レートが提示できないと当行が合理的に判断した場合には、当行はレート提示を停止し、お客さまのお取引ができなくなる場合がございます。この場合、当行は、カバー取引先よりレート提示を受け、そのレートがマーケットの実勢レートであると合理的に判断した場合に、レート提示を再開します。当行が提示を再開した時点のレートによっては、レート提示再開と同時にロスカットの対象となる場合があります。また、当行の提示レートがマーケットの実勢レートから明白に乖離したと当行が合理的に認める場合は、当該提示レート及び当該提示レートに基づく約定の訂正又は取消を行う場合があります。

(4) スプレッド

お客さまへ提示する売気配（アスクレート）と買気配（ビッドレート）のレートには差（スプレッド）があり、売気配（お客さまの買値・アスクレート）が買気配（お客さまの売値・ビッドレート）よりも高くなっています。各通貨ペアのスプレッドは、通常時は安定しておりますが、早朝時の流動性が低い時、経済指標発表時など、マーケットの状況により広がる場合があります。

(5) 注文方法

注文方法は、取引ルールをご参照ください。

(6) 注文の有効期限

有効期限の種類	説明
本日中 (※)	お客様の注文を当行が確認したときから、同一取引日の取引終了時刻までとなります。
今週中 (※)	お客様の注文を当行が確認したときから、同一週の最終取引日における取引終了時刻までとなります。
期限なし	お客様の注文を当行が確認したときから、当該注文が約定するか、お客様が当該注文を取消す入力(取消入力)をし、その取消入力を当行が確認したときまでとなります。

(※) I F D注文及び I F O注文の二次注文の有効期限は、二次注文が有効となった取引日に発注されたものとして、上記有効期限が適用されます。

(7) 取引数量の上限

取引数量の上限は、取引ルールをご参照ください。

(8) 注文の執行等

お客様からいただいた注文は、システム上、速やかに執行されます。

なお、指値注文は、当行の提示レートが当該注文の注文レートに達した時点で当該注文レートにて約定します。ただし、有効期限が「本日中」以外の指値注文を発注し、その指値注文が翌取引日以降に持ち越され、取引時間の開始と同時に当行の提示レートが、当該指値注文の注文レートに達し、又は超えている場合は、当該提示レートで約定します。また、逆指値注文は、当行の提示レートがお客様の発注した逆指値注文の注文レートに達した場合、又は超えた場合、その提示レートで約定します。

ただし、建玉を保有するお客様が注文を行い、当行の提示レートがその注文の注文レートに達した場合でも、有効証拠金の額が約定しようとする当該注文の必要証拠金の額と比較して下回っていた場合等においては、当該注文は執行されません。また、提示レートがマーケットの実勢レートから明白に乖離していると当行が合理的に認めた場合は、注文を執行しない場合があります。

(9) 注文の訂正・取消

お客様が発注された注文が約定していない場合には、注文レート及び有効期限の訂正又は注文の取消を行うことができます。注文を訂正・取消される場合には、お客様は、訂正・取消一覧の画面より訂正入力又は取消入力を行っていただきます。注文の訂正回数には上限があります。なお、注文の有効期限の訂正につきましては、発注時点から一定の期間を過ぎた場合、訂正できないことがあります。有効期限の訂正が可能な期間は、取引ルールをご参照ください。

純資産の額が必要証拠金の額に不足する状態において、当行の提示レートが既にお客様が発注された新規注文の発注レートに達した場合には、当該注文は取り消されます。また、当行がお客様の保有する全ての建玉を強制決済した場合、お客様の全ての注文は取り消されます。さらに、当行は、お客様の売買注文について約定しない可能性が著しく高いと認められる場合は、当行の判断でお客様の注文を取り消す場合があります。

(10) 約定の訂正・取消

お客様の約定された取引は、原則として、訂正又は取消等はいたしません。また、お客様の手違い等による注文が約定した場合でも、当行は一切の責任を負わず、当該約定した取引は訂正等をいたしません。ただし、次に掲げる項目に該当した場合は、当行の判断において本来あるべき価格での約定に訂正又は約定の取消を行う場合があります。その場合、当行からお客様に対し、速やかにご連絡いたします。(連絡方法は取引画面内のお知らせ、電子メール、電話等、状況により異なります。)

- ① 当行が不正と認めた取引において約定した場合
- ② 提示レートがマーケットの実勢レートから明白に乖離していると当行が合理的に認めた当該提示レートで約定した場合
- ③ システム障害等が発生している際に約定した場合
- ④ お客様が本説明書及び新生銀行F×取引規定のほか、当行の約款、その他付随関連する規定、規則、取引ルール等(以下、「約款等」といいます)について違反した場合
- ⑤ その他、当行が必要と合理的に認める場合

(11) 建玉

お客様が取引をする場合、新規と決済の2種類があります。新規の場合は、取引が成立すると未決済の取引(建玉)としてお客様が当該建玉を保有することになります。建玉は、一定の間隔でその時のレートをもって評価し、未決済建玉評価損益としてお客様の取引画面上に表示いたします。

(12) 決済

建玉は、建玉と同一通貨ペアの決済注文が約定することにより、差金決済の方法で決済が行なわれます。

(13) 両建て

お客様ご自身の意思により同一通貨ペアの新規の買い注文と新規の売り注文を発注し、両方の注文が約定することによって売建玉と買建玉を同時に保有することとなる「両建て」を行うことができます。(ASストリーミング注文では、両建てを行うことはできません。)

ただし、両建ては、新規の売建玉と買建玉の両方について証拠金が必要となります。また決済する際に売建玉と買建玉に対し、それぞれ決済取引が必要となるため、二重のスプレッドを負担することとなり、また、ロールオーバーを行った場合はスワップポイントにおいても支払超過となる場合が生じ、経済合理性を欠く取引となりますので、お勧めいたしません。

(14) ロールオーバー

建玉は、原則として毎取引日に受渡日を更新するため、ロールオーバーを行います。ただし、日本又は海外市場の休日等により一部又は全部の通貨ペアの建玉の受渡日が更新されない場合があります。受渡日が更新されない通貨ペアの建玉はロールオーバーを行いません。

(15) スワップポイント

スワップポイントは、ロールオーバーを行うことにより発生します。一般的に金利の安い通貨を売り、金利の高い通貨を買った場合、お客様は通貨間の金利差をスワップポイントとして受け取ることができ、金利の高い通貨を売り、金利の安い通貨を買った場合は、その金利差をスワップポイントとして支払うこととなります。同じ通貨ペアについてのスワップポイントは、お客さ

まが受け取る場合の方がお客さまが支払う場合よりも小さくなっています。また、通貨間の金利が均衡している場合や通貨の需給等により、どちらの通貨を買っても、又は売ってもスワップポイントを支払うこととなる場合があるほか、受取りも支払いも発生しない場合があります。

なお、当行が提示したスワップポイントが、マーケットの実勢レートから明白に乖離していると当行が合理的に認めた場合は、当該提示したスワップポイントの訂正等を行う場合があります。また、既に当該スワップポイントにより受け払いが当行とお客さまとの間で行われていた場合でも、これを訂正させていただく場合があります。

(16) ロスカットルール

お客さまが選択したレバレッジコースにおいて、当行が定める範囲内で、予めお客さまが任意に設定したロスカットの水準(20%~95%)未満となった場合、お客さまの保有する全ての建玉は決済注文が執行され、全て強制的に決済されます(ロスカットルール)。ただし、当行は、ロスカットルールによる決済注文の執行を保証するものではなく、システム障害やその他の原因(以下、「システム障害等」といいます)または当行によるレート提示の停止により、予定された通りに決済注文が執行されない場合もあります。また、ロスカット水準は、ロスカットルールが適用され決済注文が執行される水準であり、必ずその水準で証拠金が保全されることを約するものではありません。従ってシステム障害等が発生した場合や当行がレート提示を停止した場合、あるいは相場が急激に変動したなどの場合には、想定以上の損失が発生し、その損失が証拠金の額を上回る場合もあります。証拠金を上回る損失が生じた場合は、「7. 決済損金の不足」に定めるお手続きが必要となります。なお、ロスカットされた場合は、お客さまの全ての注文が取り消されますので、ご注意ください。

(17) 強制決済

「3. 証拠金(6)追加証拠金」に定める期限までに追加証拠金が発生した状態が解消されない場合、及びお客さまが期限の利益を喪失した場合等においては、お客さまの保有する全ての建玉は決済注文が執行され、全て強制的に決済されます(強制決済)。なお、相場が急激に変動した場合には、この強制決済が適用され決済注文が執行されても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。証拠金を上回る損失が生じた場合は、「7. 決済損金の不足」に定めるお手続きが必要となります。また、強制決済された場合、お客さまの全ての注文が取り消されますので、ご注意ください。

(18) スリッページ

スリッページとは、お客さまが注文時に指定したレートと実際に約定するレートとの相違をいいます。新生銀行FXのスリッページは、ASストリーミング注文及びストリーミング注文において発生します。

ASストリーミング注文及びストリーミング注文は、お客さまが取引画面にて発注ボタンをクリックした時点において、当該画面に表示されている価格を注文レートとして発注されます。お客さまの注文を当行で受注した時の提示レートが、お客さまの注文レートと一致するか、お客さまの注文レートよりお客さまにとって有利な場合には、当該受注した時の提示レートで約定します。一方、当該受注した時の提示レートが、お客さまの注文レートよりお客さまにとって不利な場合には、お客さまの注文は失効します。ただし、お客さまが注文時に許容スリッページの範囲を設定されている場合には、当該設定範囲内であれば、当該不利な受注をした時の提示レートで約定します。

以上の仕組みから、お客さまの注文時に画面に表示されているレート(=注文レート)と実際の約定レートとの間に差が生じる場合があります。当該相違は、お客さまにとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります(不利な場合については、お客さまが設定した許容スリッページの範囲以内に限定されます。)

(19) 受渡日

受渡日は、原則として銀行間取引のルールに従い、取引日の翌々取引日とします。ただし、通貨ペアによっては、日本又は海外の休日等により受渡日が異なる場合があります。

(20) レバレッジコース

本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。

レバレッジコースとは、あらかじめ定められたコースにおいて、取引数量に対する必要証拠金とロスカット水準を選択できるサービスです。

レバレッジコースの選択及びロスカット水準の設定におきましては、お客さまご自身の資力や投資目的を十分考慮いただき、余裕のあるお取引をお願いいたします。

■各レバレッジコースの必要証拠金等の計算例[取引数量 10,000 ドル=100 万円と仮定する時]

コース名称	必要証拠金	追加証拠金	ロスカット水準
レバレッジ 25 倍コース	40,000 円	証拠金維持率が、 100%未満で発生	50~95%[5%刻み]任意設定
レバレッジ 10 倍コース	100,000 円	無し	40~95%[5%刻み]任意設定
レバレッジ 5 倍コース	200,000 円	無し	20~95%[5%刻み]任意設定
レバレッジ 2 倍コース	500,000 円	無し	20~95%[5%刻み]任意設定
レバレッジ 1 倍コース	1,000,000 円	無し	20~95%[5%刻み]任意設定

※前提条件: 「通貨ペア: ドル/円」「取引数量: 10,000 ドル」「取引レート: 1 ドル=100 円」

※実際は取引通貨を円換算した額が必要証拠金となりますが、便宜上日本円で表示しています。

■レバレッジコースの種類

コース名称	追加証拠金の有無	ロスカット水準
レバレッジ 25 倍コース	有り	50~95%[5%刻み]任意設定
レバレッジ 10 倍コース	無し	40~95%[5%刻み]任意設定
レバレッジ 5 倍コース	無し	20~95%[5%刻み]任意設定
レバレッジ 2 倍コース	無し	20~95%[5%刻み]任意設定
レバレッジ 1 倍コース	無し	20~95%[5%刻み]任意設定

※レバレッジ 25 倍コースは証拠金維持率が 100%を割り込んだ時点で追加証拠金が発生します。

■レバレッジコース変更時のご注意

①建玉・注文無しの場合

全てのレバレッジコース及びロスカット水準の選択が可能です。

②建玉・注文有りの場合

選択できるレバレッジコースやロスカット水準は以下の通りです。

レバレッジコース	ロスカット水準	変更の可否
レバレッジ倍率を高くする	上げる	<u>一部変更可能</u> ※設定変更による強制ロスカットの発動を防ぐため、「現在のロスカット水準×（設定後レバレッジ÷現在レバレッジ）」を超えるロスカット水準を選択した場合はコース変更ができません。
	下げる、変更無し	<u>変更可能</u>
レバレッジ倍率を低くする	上げる、下げる、変更無し	<u>変更不可</u> 建玉及び注文が無い状態で変更してください。
変更無し	上げる	<u>変更不可</u> 建玉及び注文が無い状態で変更してください。
	下げる	<u>変更可能</u> 変更を行った時点で、新たなロスカット水準が適用されます。

3. 証拠金

(1) 証拠金の差し入れ

お客さまが新規の注文をされるときは、「2. 新生銀行FX（店頭外国為替証拠金取引）の取引方法等について」「(1) 取引通貨ペア及び必要証拠金等」に定める必要証拠金以上の証拠金を円貨で事前に入金してください。お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金から新生銀行FX口座へ資金の振替の手続が完了し、お客さまの新生銀行FX口座において受入証拠金の欄に反映された時点で新規の注文が可能となります。

(2) 利息

お客さまが当行に差し入れた証拠金及び取引により生じたお客さまの決済益やスワップポイントに対して利息は付きません。

(3) 新生銀行FX口座へ証拠金の入金

証拠金は、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金からの振替により、リアルタイムでお客さまの取引口座に入金することができます。ただし、お客さまのパワーフレックス口座や新生

銀行F×口座に取引制限等が実施されている場合は振替ができません。

なお、システムメンテナンスを行っている場合や、システム障害等が発生している場合は、資金の振替ができません。詳細につきましては、当行のウェブページをご参照ください。

(4) 新生銀行F×口座からの証拠金出金

新生銀行F×口座に差し入れている証拠金は、当行が定める振替可能額を限度として、原則としてリアルタイムでお客さまのパワーフレックス口座円普通預金へ出金することができます。建玉がある場合は、未決済建玉評価損益の金額により振替可能額も変動します。ただし、お客さまの新生銀行F×口座に取引制限等が実施されている場合は振替ができません。また、追加証拠金が発生している場合には、追加証拠金を解消しない限りパワーフレックス口座円普通預金への振替の手続きができません。

なお、システムメンテナンスを行っている場合や、システム障害等が発生している場合は、資金の振替ができません。詳細につきましては、当行のウェブページをご参照ください。

(5) 評価損益及びスワップポイント

お客さまの未決済建玉評価損益を算出する際の評価レートは、買建玉の場合、ビッドレートを使用し、売建玉の場合は、アスクレートにより計算します。(ただしお客さまへ電磁的方法により交付する書面のうち「取引報告書兼証拠金受領書」及び「取引残高報告書」に記載する未決済建玉の評価損益については、評価レートにビッドレートとアスクレートの中心値を使用して計算しますのでお間違えないようご注意ください)

また、スワップポイントは、日本円では円未満、外貨では、小数点2桁未満について、お客さまの受取の場合は切り捨て、またお客さまの支払の場合は切り上げて算出しております。

(6) 追加証拠金 (※レバレッジ 25 倍コースのお客さまのみ適用)

レバレッジ 25 倍コースを選択されたお客さまは、毎取引日の取引時間終了時点における提示レートの中心値を基準に算出された証拠金維持率が取引ルールに定める一定の水準を下回った場合に、追加証拠金が発生いたします。お客さまは、原則、取引ルールに定める方法により、追加証拠金を解消する必要があります。

なお、追加証拠金が発生した後、相場の変動等によりお客さまの証拠金維持率が取引ルールに定める一定の水準を回復した場合でも追加証拠金の解消とはなりませんのでご注意ください。また、期限までに追加証拠金が解消されない場合は、強制決済の対象となります。

(7) 追加証拠金による制限 (※レバレッジ 25 倍コースのお客さまのみ適用)

追加証拠金が発生し解消されない状態において、既にお客さまが発注された新規の注文は、当行の提示レートがお客さまの注文レートに到達した時点で取消されます。また、追加証拠金が解消されない状態では振替出金はできず、新規の注文は受注いたしません。追加証拠金を解消してからお手続きください。

(8) 追加証拠金等の通知 (※レバレッジ 25 倍コースのお客さまのみ適用)

追加証拠金が発生した場合は、新生銀行F×口座の取引画面上にて発生状況を表示いたしますので、常時、取引画面をご覧になりお客さまご自身での口座状況の把握が必要となります。なお、追加証拠金が発生した場合、追加証拠金が解消された場合、また、追加証拠金の入金期限が過ぎてもなお追加証拠金が未解消であったことにより強制決済となった場合、それぞれご登録いただいているメールアドレスに電子メールを送信し通知いたします。ただし、電子メールによる通知

は、回線の速度、障害又は通信環境の変化等により、遅延や不着等が発生する場合があります。したがって当行はメールによる通知についていかなる保証をするものではなく、それら遅延や不着等によって被った損害について、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は一切の補償はできかねますのであらかじめご了承ください。

4. 決済に伴う金銭の授受

決済に伴うお客さまと当行との間における金銭の授受は、決済した取引の受渡日を迎えた時点で受入証拠金の加減算をもって精算されます。受渡日を迎えるまでは、未受渡売買損益として受入証拠金から加減算され、純資産が算出されます。

5. プレアラート通知・アラート通知・ロスカット基準額

新生銀行FXでは、お客さまの証拠金維持率が取引ルールに定める一定の水準となった時点でその事実をプレアラート通知又はアラート通知としてご登録いただいている電子メールアドレスに送信させていただいております。

プレアラート通知、アラート通知送信の判断の基準となる純資産の評価は当行所定の間隔で行っており、通知手段には電子メールを利用いたしますので、純資産の評価のタイミング、回線の通信速度、障害又は通信環境の変化等により、遅延や不着等が発生する場合があります。マーケットが急激に変動したときなどは、プレアラート通知、アラート通知が実際のマーケットの状況から遅れてお客さまに届く場合やプレアラート通知、アラート通知が送信されるまえに、ロスカット基準額に到達しロスカットされる場合もあります。したがって当行は、プレアラート通知及びアラート通知の適正性、適合性、正確性等についてのいかなる保証もするものではなく、それら遅延や不着等によって被ったあらゆる損失及び損害について、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は一切の責任及び補償を負うものではありません。これらの仕組みを十分ご理解のうえ、確認手段のひとつとしてご利用いただくことをあらかじめご了承ください。

なお、新生銀行FXの取引画面上ではプレアラート基準額、アラート基準額、ロスカット基準額が表示されておりますので、不本意な追加証拠金の発生やロスカットを避けるためにも、お客さまご自身で常時建玉や証拠金等の状況把握と管理を行っていただくようお願いいたします。また逆指値注文を入れるなどの対応は、ロスカット防止のための有効な手段となります。ご検討いただき、余裕を持ったご資産での取引をお勧めいたします。

6. 利益に係る税金

お客さまが行った店頭外国為替証拠金取引で発生した利益（売買による差益及びスワップポイントの収益）は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となる場合があります。また、その損益は、確定申告をすることによって差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。なお、税率は、所得税が15%、地方税が5%ですが、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間につきましては、復興特別所得税0.315%が加算されることとなります。

登録金融機関は、お客さまの店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には当該お客さまの住所、氏名、個人番号、支払金額等を記載した支払調書を当該登録金融機関の所轄税務署長に提出することが義務づけられています。

以上は、店頭外国為替証拠金取引における一般的なお取扱をご案内したのですが、お客さまによっては上記記載と異なる取扱となる場合がございますので、所轄の税務署もしくは税理士等の専門家にご確認ください。

7. 決済損金の不足

お客さまによる建玉の決済、当行による強制決済、又は約定の訂正・取消事由の発生その他の事由により、お客さまに純資産を上回る金額の債務負担（以下、「不足金」という）が発生した場合には、お客さまは受渡日（翌々取引日）午後 3 時までには当該不足金を新生銀行 F X 口座に差し入れていただく必要があります。お客さまから当該受渡日午後 3 時までには当該不足金のご入金がない場合は、当行はお客さまに通知することなく、当行のパワーフレックス口座でお預かりしている普通預金等を当行の任意で、適宜債務の弁済に充当することができるものとします。

8. 取引チャネル

新生銀行 F X は、パソコン及びスマートフォン（※ 詳しくは当行のウェブページの推奨環境でご確認ください）でお取引いただけます。F X コールセンターオペレータ経由によるお電話でのご注文は承ることはできません。

9. 取引時間

取引日及び取引時間の基準

新生銀行 F X の取引日及び取引時間の基準は、取引ルールをご参照ください。

10. 注文の受付

新生銀行 F X では、原則、取引時間に関係なく 24 時間お客さまからの注文を受け付けております（ただし、AS ストリーミング注文及びストリーミング注文は取引時間中のみの受付）。ただし、システムメンテナンスを行う時間、取引停止時間及びその他当行が必要と合理的に判断した場合は、注文の受付を停止することがあります。

11. お客さまへのお知らせ・ご連絡

新生銀行 F X に関するお知らせや各種情報提供は、基本的に新生銀行 F X 取引画面、パワーフレックス口座画面を通じて行います。また、必要に応じて当行ホームページでのお知らせやお客さまが当行にご登録のメールアドレスに電子メールを送信する方法で行う場合もあります。なお、当行が必要と判断した場合は、当行にご登録の電話番号等に架電のうえお客さまにご連絡する場合があります。

12. 書面の電磁的方法による交付または徴求

新生銀行 F X では、基本的に当行がお客さまに交付または徴求する書面を電磁的方法（電子交付・電子徴求）により行います。当行は、次の各書面につき、原則として電磁的方法により交付または徴求します。万一、書面の記載内容にご不明な点がある場合には、当行 F X コールセンターへご連絡ください。

- (1) 取引報告書兼証拠金受領書
- (2) 取引残高報告書
- (3) 契約締結前交付書面
- (4) 注意喚起文書
- (5) 外国為替証拠金取引に関する確認書
- (6) その他当行が必要と認める書面

13. 新生銀行 F X に係る口座情報の確認

新生銀行 F X では、お客さまの取引状況や口座情報等について、新生銀行 F X の取引画面上や当行のウェブサイトから、お客さまご自身により照会することができます。

14. システム障害時の取引

システム障害とは、当行又は当行の委託先若しくは契約先が管理及び運営する新生銀行FXのハードウェア、ソフトウェア、通信回線及びその他これに係る付帯設備の障害、インターバンク市場におけるレート配信の誤り、お客さまに価格提示するまでの当行又は当行の委託先若しくは契約先の処理操作誤り等により新生銀行FXが正常に機能しない事象をいいます。システム障害が発生した場合は、お客さまの不利益を最小限にとどめるため、又は不利益防止のため、原則として、お客さまからの注文、パワーフレックス口座円普通預金と新生銀行FX口座間の資金振替及びお客さまへの価格（レート）提示等、新生銀行FXのサービスの一部又は全部を予告なく停止する場合があります。

III. 新生銀行FX口座の開設及び解約

1. 新生銀行FX口座開設

新生銀行FX口座を開設するにあたっては、次に掲げる全ての要件を満たす必要があります。

- (1) 『新生銀行FX 契約締結前交付書面（店頭外国為替証拠金取引説明書）』及び『新生銀行FX 取引規定』等当行所定の規定、規則等の内容につき、お客さまにご承諾いただくことが必要です。
- (2) お客さまは、外国為替証拠金取引にあたり、外国為替証拠金取引の特徴、仕組み及びリスクについて十分理解し、自己の判断と責任において自己の資金により自己のためにお取引いただくことが必要です。
- (3) 当行は、お客さまとの取引から生ずるリスクの軽減を目的にカバー取引を行っています。当行がカバー取引を行うことができなくなった場合は、当行とお客さまとの取引を継続できない場合があることにつき、お客さまにご承諾いただくことが必要です。
- (4) お客さまは、当行所定の利用環境においてインターネットをご利用いただくことが必要です。
- (5) 当行は、外国為替証拠金取引にかかる当行所定の書面につき、書面による交付・徴求にかえて、当行所定の電磁的方法により交付・徴求します。お客さまは、かかる交付・徴求方法についてご同意いただくことが必要です。
- (6) 当行は、外国為替証拠金取引に関する諸連絡を原則電子メールでお送りするため、お客さまは、ご自身のみが利用できる電子メールアドレスをお持ちで、当行に当該メールアドレスを登録していただくことが必要です。また、当行は、当該諸連絡を電話及び郵送にて行う場合もありますので、お客さまの電子メールアドレス、連絡先電話番号、ご住所等を正しくお届けいただくことが必要です。なお、新たなメールアドレス宛ての配信開始までは、変更前のメールアドレスに配信される場合があります。
- (7) お客さまは、満20歳以上70歳未満の個人で、行為能力を有することが必要です。
- (8) お客さまは、100万円以上の余裕資金を有し、かつ、お客さまの外国為替証拠金取引の内容に応じた決済資金等につき、流動性のある資金を十分に確保していただくことが必要です。
- (9) お客さまは、日本国内に居住し、日本国内において外国為替証拠金取引を行っていただくことが必要です。
- (10) お客さまは、当行に新生総合口座パワーフレックスを開設し、当該口座を正常に利用可能な状態で維持していただくことが必要です。
- (11) お客さまは、前各号のほか当行所定の要件を満たし、取引期間中は維持していただくことが必要です。

2. 契約の解約等

お客様のパワーフレックス口座が解約された場合は、新生銀行 F X 口座及び新生銀行 F X に係る全ての契約も当然に解約されたものとみなします。

また、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合、又は期限の利益の喪失事由に該当した場合、当行は、新生銀行 F X 口座及び新生銀行 F X に係る全ての契約を解約することができるものとします。なお、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合、お客様が満 75 歳となった場合、その他お客様が新生銀行 F X を行うことが不適当と当行が判断した場合には、当行は、お取引に制限をかけることができるものとします。

- (1) お客様が、新生銀行 F X 取引規定、本説明書又は約款等及び法令諸規則等のいずれかに違反したとき（ただし、かかる違反が軽微である場合の解約については、当行からの通知後相当の期間内に治癒されないときに限る。）
- (2) お客様が新生銀行 F X の口座開設の要件（ただし、満 70 歳未満という要件を除きます。）のいずれかを満たさなくなったとき
- (3) 当行が新生銀行 F X 取引規定、本説明書又は約款等に係る変更においてお客様に対し同意又は承諾を求め、お客様がこれに応じないとき
- (4) お客様の当行に対する債務について、一部でも履行を遅滞したとき
- (5) 当行が定める期間においてお客様による利用がなく、新生銀行 F X に係る取引、残高等を基準とした当行所定の条件を満たさないとき
- (6) 他のシステム等を利用して新生銀行 F X に係るサービス又はシステム等を不正に操作し、もしくは改変等を行い取引したとき又はそのような取引があったものと当行が判断したとき
- (7) 取引の方法の如何にかかわらず、当行が、短時間における連続した取引、インターバンク市場の混乱を招く取引、当行のカバー取引に影響を及ぼす取引、又は過度な取引等不適切な取引であると合理的に判断したとき又はその虞があるとき
- (8) お客様において新生銀行 F X にかかる価格等の情報の取得方法又は利用方法が不適切であると当行が合理的に判断したとき
- (9) お客様が新生銀行 F X において仮名取引又は借名取引もしくはその疑いがある取引を行った当行が判断したとき
- (10) 新生銀行 F X 口座の名義人を強要し第三者の意思により新生銀行 F X 口座を開設し、又は取引していたこと、もしくはその疑いがあると当行が判断したとき
- (11) お客様が新生銀行 F X 口座の開設時に届け出た情報が虚偽又は提出書類が真正でないと当行が判断したとき
- (12) お客様の新生銀行 F X 口座が法令や公序良俗に反する行為に利用されたとき、又はその惧れがあると当行が判断したとき
- (13) 当行がお客様に対し、本人確認書類の再提示を求めたにもかかわらず、お客様がそれに同意又は承諾されないとき
- (14) その他当行が定めるパワーフレックス取引共通規定第 10 条（解約等）第 2 項又は第 3 項に掲げる事項に該当したとき
- (15) 前各号の他、やむを得ない事由により、当行がお客様に対し解約の申出をしたとき

IV. 新生銀行F X（店頭外国為替証拠金取引）の手続きについて

お客さまが当行と新生銀行F Xを行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

1. 口座開設

- (1) 新生銀行F Xの開始に当たっては、あらかじめ当行のパワーフレックス口座が開設されていることが必要です。その上で、新生銀行F X口座を開設していただきます。インターネットを通じ当行から本説明書のほか関係書面等が交付されますので、店頭外国為替証拠金取引の概要やリスク、当行のルール等について十分ご理解、ご承諾のうえお手続きください。この際、本説明書等が交付されること、及びご自身の判断と責任において取引を行うことを証するため「外国為替証拠金取引に関する確認書」をご提出いただきます。なお、新生銀行F X口座を開設するには、当行の口座開設基準等に基づく審査を経ていただく必要があります。

2. 証拠金の差入れ

新生銀行F Xの注文をするときは、当行が「2. 新生銀行F X（店頭外国為替証拠金取引）の取引方法等について」の「(1) 取引通貨ペア及び必要証拠金等」に定める必要証拠金以上の証拠金を差し入れていただきます。また、証拠金に一定限度を超える不足額が生じるなど、証拠金の追加差入れが必要なときは、これに応じていただきます。当行が証拠金を受け入れたときは、「取引報告書兼証拠金受領書」をお客さまに電磁的方法により交付します。

3. 注文の指示事項

原則、取引時間に関係なく24時間お客さまからの注文を受け付けております（ただし、ASストリーミング注文及びストリーミング注文は取引時間中のみの受付）。新生銀行F Xの注文をするときは、次の事項を正確に指示して下さい。新生銀行F Xは、店頭外国為替証拠金取引であり、相対取引ですので、お客さまの注文は、当行が相手方となって取引を成立させます。

- (1) 通貨ペア
- (2) 売買の別
- (3) 新規・決済の別（ASストリーミング注文は除く）
- (4) 注文数量
- (5) 注文の種類および関連する事項
- (6) 注文レート
- (7) 注文の有効期限

4. 建玉の決済

建玉を決済するには、決済注文を指定するか、ASストリーミング注文を発注していただきます。建玉とは反対の売買となる新規注文を行うと、両建ての建玉を保有することになりますので、最終決済を行う際は必ず決済注文をご指定ください。なお、両建てについては「2. 新生銀行F X（店頭外国為替証拠金取引）の取引方法等について」の「(13) 両建て」をご確認ください。

5. 注文した取引の成立

お客さまの注文が約定したときは、当行は約定した取引の内容を明記した「取引報告書兼証拠金受領書」をお客さまに電磁的方法により交付します。

6. 取引手数料及び諸料金等

新生銀行F Xの取引手数料及び諸料金等は「2. 新生銀行F X（店頭外国為替証拠金取引）の取引方法等

ついて」の「(2) 取引手数料及び諸料金等」をご確認ください。

7. 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当行は、取引状況をご確認いただくため、報告対象期間において約定した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金及びその他の未決建玉の残高を記載した「取引報告書兼証拠金受領書」及び「取引残高報告書」を作成して、電磁的方法によりお客さまに交付いたします。

8. 交付書面の確認

当行がお客さまへ電磁的方法により交付した「取引報告書兼証拠金受領書」、「取引残高報告書」及びその他当行が必要に応じて通知した書面等の内容は、当行がお客さまの閲覧に供した後、必ずご確認くださいませようお願いいたします。また、「取引報告書兼証拠金受領書」、「取引残高報告書」につきまして、内容に相違又は疑義が生じた場合には、発行後、速やかに当行にご連絡をください。ご照会やご異議の申し立て等がない場合には、その内容をご了承いただいたものとさせていただきます。

V. 店頭外国為替証拠金取引に係る禁止行為

登録金融機関は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為に関して、次のような行為（以下、「禁止行為」といいます）が禁止されていますので、ご注意ください。

1. 店頭外国為替証拠金取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
2. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
3. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、登録金融機関が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限り、）に対する勧誘は禁止行為から除外されます）
4. 店頭為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
5. 店頭為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
6. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
7. 店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
8. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
9. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
10. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
11. 店頭外国為替証拠金取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
12. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
13. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
14. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
15. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
16. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客

を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為

17. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
18. 登録金融機関の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）または従業員が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
19. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、登録金融機関がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
20. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます）の勧誘その他これに類似する行為をすること
21. 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。22. において同じ）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます）が金融庁長官が定める額（顧客が個人の場合は、取引額の4%以下同じ）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
22. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
23. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること
24. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む）
25. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

VI. 当行の概要及び本取引に関する連絡先

1. 当行の概要

商号	株式会社新生銀行																																																											
本店所在地	〒103-8303 東京都中央区日本橋室町2-4-3																																																											
設立	1952年12月1日																																																											
資本金	512,204百万円																																																											
登録番号	登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号																																																											
登録金融機関業務の内容及び方法の概要	<p>主な登録金融機関業務として、下記の業務等を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資信託の募集の取扱および私募の取扱等の業務 ・有価証券の募集、売り出し、私募の取扱等の業務 ・金融商品仲介業務 ・保護預り業務 ・社債等の振替業務 ・外国為替証拠金取引業務 <p>インターネット上での外国為替証拠金取引口座開設の申込み手続き受付、取引提供。</p>																																																											
加入協会	日本証券業協会・一般社団法人 金融先物取引業協会																																																											
沿革	<table border="1"> <tr> <td>1952年</td> <td>12月</td> <td>長期信用銀行法に基づき「日本長期信用銀行」設立</td> </tr> <tr> <td>1996年</td> <td>11月</td> <td>長銀信託銀行株式会社（現、新生信託銀行株式会社）設立</td> </tr> <tr> <td>1998年</td> <td>10月</td> <td>金融再生法に基づく特別公的管理の開始、東京証券取引所、大阪証券取引所の株式上場廃止</td> </tr> <tr> <td>2000年</td> <td>3月</td> <td>特別公的管理終了、新銀行スタート</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6月</td> <td>「日本長期信用銀行」から行名を「新生銀行」に変更</td> </tr> <tr> <td>2001年</td> <td>5月</td> <td>新生証券株式会社設立</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6月</td> <td>パワーフレックス総合口座の取り扱い開始</td> </tr> <tr> <td>2004年</td> <td>2月</td> <td>東京証券取引所第一部に上場</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4月</td> <td>長期信用銀行から普通銀行に転換</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9月</td> <td>株式会社アプラス（2010年4月1日に株式会社アプラスフィナンシャルに商号変更）を連結子会社化</td> </tr> <tr> <td>2005年</td> <td>3月</td> <td>昭和リース株式会社を連結子会社化</td> </tr> <tr> <td>2007年</td> <td>12月</td> <td>シンキ株式会社を連結子会社化</td> </tr> <tr> <td>2008年</td> <td>2月</td> <td>当行株式の公開買付けと総額500億円の第三者割当増資を実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9月</td> <td>GEコンシューマーファイナンス株式会社（2009年4月1日に新生フィナンシャル株式会社に商号変更）を連結子会社化</td> </tr> <tr> <td>2010年</td> <td>4月</td> <td>第一次中期経営計画スタート</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6月</td> <td>監査役会設置会社へ移行</td> </tr> <tr> <td>2011年</td> <td>1月</td> <td>当行本店を東京都千代田区内幸町から中央区日本橋室町へ移転</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3月</td> <td>海外募集による普通株式690百万株を新規発行</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10月</td> <td>新生銀行本体での「レイク」ブランドによるカードローンサービスの開始</td> </tr> </table>			1952年	12月	長期信用銀行法に基づき「日本長期信用銀行」設立	1996年	11月	長銀信託銀行株式会社（現、新生信託銀行株式会社）設立	1998年	10月	金融再生法に基づく特別公的管理の開始、東京証券取引所、大阪証券取引所の株式上場廃止	2000年	3月	特別公的管理終了、新銀行スタート		6月	「日本長期信用銀行」から行名を「新生銀行」に変更	2001年	5月	新生証券株式会社設立		6月	パワーフレックス総合口座の取り扱い開始	2004年	2月	東京証券取引所第一部に上場		4月	長期信用銀行から普通銀行に転換		9月	株式会社アプラス（2010年4月1日に株式会社アプラスフィナンシャルに商号変更）を連結子会社化	2005年	3月	昭和リース株式会社を連結子会社化	2007年	12月	シンキ株式会社を連結子会社化	2008年	2月	当行株式の公開買付けと総額500億円の第三者割当増資を実施		9月	GEコンシューマーファイナンス株式会社（2009年4月1日に新生フィナンシャル株式会社に商号変更）を連結子会社化	2010年	4月	第一次中期経営計画スタート		6月	監査役会設置会社へ移行	2011年	1月	当行本店を東京都千代田区内幸町から中央区日本橋室町へ移転		3月	海外募集による普通株式690百万株を新規発行		10月	新生銀行本体での「レイク」ブランドによるカードローンサービスの開始
1952年	12月	長期信用銀行法に基づき「日本長期信用銀行」設立																																																										
1996年	11月	長銀信託銀行株式会社（現、新生信託銀行株式会社）設立																																																										
1998年	10月	金融再生法に基づく特別公的管理の開始、東京証券取引所、大阪証券取引所の株式上場廃止																																																										
2000年	3月	特別公的管理終了、新銀行スタート																																																										
	6月	「日本長期信用銀行」から行名を「新生銀行」に変更																																																										
2001年	5月	新生証券株式会社設立																																																										
	6月	パワーフレックス総合口座の取り扱い開始																																																										
2004年	2月	東京証券取引所第一部に上場																																																										
	4月	長期信用銀行から普通銀行に転換																																																										
	9月	株式会社アプラス（2010年4月1日に株式会社アプラスフィナンシャルに商号変更）を連結子会社化																																																										
2005年	3月	昭和リース株式会社を連結子会社化																																																										
2007年	12月	シンキ株式会社を連結子会社化																																																										
2008年	2月	当行株式の公開買付けと総額500億円の第三者割当増資を実施																																																										
	9月	GEコンシューマーファイナンス株式会社（2009年4月1日に新生フィナンシャル株式会社に商号変更）を連結子会社化																																																										
2010年	4月	第一次中期経営計画スタート																																																										
	6月	監査役会設置会社へ移行																																																										
2011年	1月	当行本店を東京都千代田区内幸町から中央区日本橋室町へ移転																																																										
	3月	海外募集による普通株式690百万株を新規発行																																																										
	10月	新生銀行本体での「レイク」ブランドによるカードローンサービスの開始																																																										

	2013年	4月	第二次中期経営計画スタート
		7月	プリンシパルトランザクションズ本部とその傘下の子会社を再編し、新生プリンシパルインベストメンツグループを組成
	2014年	5月	投資信託申し込みプログラム「NISA プラス」を開始
	2015年	7月	「海外プリペイドカード GAICA」の取り扱いを開始
		11月	「新生銀行スマートカードローン プラス」の取り扱いを開始
	2016年	4月	第三次中期経営計画スタート

2. 当行への連絡方法（F Xコールセンター）

フリーダイヤル	0120-456-753
お問合せ受付時間	月～金 午前9時～午後5時（祝日等を除く）

3. 指定紛争解決機関の連絡先

苦情処理・紛争解決について、当行及びお客さまが利用可能な指定紛争解決機関は、次のとおりです。

お問合せ先	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号	0120-64-5005（フリーダイヤル）
お問合せ受付時間	月～金 午前9時～午後5時（祝日等を除く）
U R L	http://www.finmac.or.jp/

お問合せ先	一般社団法人全国銀行協会
電話番号	0570-017109（ナビダイヤル）または 03-5252-3772（通話料有料）
お問合せ受付時間	月～金 午前9時～午後5時（祝日等を除く）
U R L	http://www.zenginkyo.or.jp

VII. 店頭外国為替証拠金取引のリスク

外国為替には様々なリスクが伴います。お客さまは、お取引を開始される前に取引に伴うリスクについて十分にご理解していただく必要がございます。店頭外国為替証拠金取引は元本が保証されたものではありません。取引を開始した後に、外国為替レートがお客さまにとって不利な方向に変動した場合は、お客さまは損失を被ることとなり、市場の変動如何によっては損失の額は預託していただいた金額を上回る可能性がございます。また、店頭外国為替証拠金取引は全てのお客さまに無条件に適しているものではありません。お客さまの知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的など様々な観点からお客さまご自身がお取引を開始されることが適切であるかについて十分にご検討いただくようお願い申し上げます。なお、下記のリスク等の重要事項は、店頭外国為替証拠金取引に伴う主要なリスクを説明したものであり、店頭外国為替証拠金取引から生じる一切のリスクを漏れなく記載するものではありません。

1. レバレッジ効果によるリスク

証拠金による店頭外国為替証拠金取引にはレバレッジ（テコの作用）による高度なリスクが伴います。取引の証拠金の額は実際の取引金額に比べて小さいため、現物取引に比べ、少額の資金で相対的に大きな建玉を保有する取ることが可能です。市場の値動きが同じであっても、建玉が大きくなれば、これに比例して取引損益は大きくなり、このため、口座の純資産は大きく変動することになります。市場がお客さまの建玉に対して一定の割合以上不利な方向に変動した場合、レバレッジの効果を下げるには、保有する一部または全部の建玉を決済するか、あるいは新たにご資金を預託していただく必要が生じることがあります。さらに市場がお客さまの建玉に対し急激かつ大きく不利な方向に変動した場合、お客さまの損失の拡大を防止するため、お客さまの保有する建玉の一部あるいは全部が強制的に決済される可能性もあります。証拠金取引では、このレバレッジ効果を利用することができるため相対的に小さな預託資金で大きな建玉を保有することができ、大きな利益を得ることも可能ですが、逆に、預託した資金を全て失う、あるいは預託した資金を超える損失を被る可能性も同時に存在します。

2. 損失を限定させるための注文に関するリスク

損失を限定することを意図した特定の注文方法（例えば逆指値注文など）は、通常の市場環境ではお客さまの損失を限定する効果があるものと考えられますが、状況によっては有効に機能しないことがあります。例えば、市場価格が一方向にかつ急激に変動した場合、逆指値注文が意図した価格よりも著しく不利な価格で成立する可能性があり、意図していない損失を被ることがあります。

3. 外国為替取引の性質とリスク

当行における外国為替取引は相対取引（O T C 取引＝Over the counter 取引）によって行われます。当行は、取引所で行われる証券取引や先物取引の場合とは異なり、外国為替取引に関してお客さまの取引の相手方として行動します。相対取引では、取引所で行われる証券取引や先物取引の場合と比べて取引や価格の提示が困難となる可能性があります。また、外国為替取引は証券取引や先物取引と比べて独自の市場慣行にしたがって取引されます。そのような性質から相対取引では取引の執行を当事者同士の信頼に依存する部分が取引所取引と比べてより多くなります。お客さまが外国為替取引を開始いただく前に、各種の市場慣行と取引特性・仕組み及びリスクについてご理解いただく必要があります。

4. 信用リスク

当行は、新生銀行F Xに関してお客さまからお預かりした証拠金（証拠金残高、未実現損益、スワップポイント）を信託口座に再預託（区分管理）することで当該資産の保全を図っておりますが、区分管理必要

額の算定基準日と信託設定の日に時間差があることなどから、信託されるまでの間は信託口座の保全対象にはなりません。万一、当行の業務または財産の状況が悪化した場合、信託保全される前のお客さま資産等の返還が困難になり、お客さまが損失を被ることがあります。

5. カバー取引先のリスク

当行は、お客さまとの取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引をカバー取引先と行いますが、新生銀行F Xのカバー取引先は一社のみであるため、当行またはカバー取引先の業務または財産の状況悪化等により、カバー取引が停止することがあります。この場合、カバー取引はお客さまの約定と連動しているため、お客さまは取引を行うことができなくなり、その間の相場変動によって、預託した証拠金を上回る損失を被るおそれがあります。また、万が一お客さまとの注文が約定したにもかかわらずカバー取引が行われなかった場合には、新生銀行F Xでは他のカバー取引先が存在しないため、当行がお客さまの取引により生じる損失をカバー取引と相殺できない結果、当行の損失が拡大し、当行の財務状況が悪化することにより、お客さまとの取引を継続できなくなるおそれがあります。

6. 外国為替の変動リスク

外国為替取引には、価格変動リスクが伴います。外国為替取引とは、ある通貨を対価として、その通貨以外の通貨を売買する取引を指しますが、「買った通貨の値下がりリスク」また「売った通貨の値上がりリスク」が存在します。リスクの量は、建玉の数量に比例しますが、特に、店頭外国為替証拠金取引では、上記のレバレッジの効果に留意が必要です。リスク量は、持高で計測すべきもので、レバレッジはリスク量の指標として適切でない場合もあります。

7. 金利変動リスク

お客さまが当初受渡日以降に建玉を繰延なさる場合には、ロールオーバーが行われますが、この場合、その建玉に関わる金利差の清算も行われ、スワップポイントの受払いが発生します。スワップポイントの受払いは、各国の景気や政策など様々な要因による金融情勢を反映した市場金利の変化に応じて日々変化します。そのため、建玉に変化がなくとも、その時々々の金利水準によってスワップポイントの受払いの金額が変動し、0 となり、または受払いが逆転する場合があります。また、お客さまが建玉を決済なさるまで、スワップポイントの受払いが発生します。

8. 流動性リスクと特殊な状況

市場の状況によっては、お客さまが保有する建玉を決済することや新たに建玉を保有することが困難となる場合があります。外国為替市場には値幅制限はなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要国通貨の場合、通常高い流動性を示しています。しかし、主要国での国民の祝日におけるお取引、あるいは普段から流動性の低い通貨でのお取引は、当行の通常の営業時間帯であっても価格の提示や注文の成立が困難となる場合があります。また、天変地異、戦争、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業等の特殊な状況下で特定の通貨のお取引が困難または不可能となる可能性もあります。

9. 週明けまたはシステムメンテナンス明けの取引時間開始時等における約定に関するリスク

土曜日の終値と月曜日の始値が乖離したこと、または、当行のシステムメンテナンスの開始前の価格と終了後の価格が乖離したことによって、レートがお客さまにとって不利な方向に変動した場合は、お客さまは損失を被る場合があります。また、その損失額が預託した証拠金を上回る可能性があります。

10. 外貨建て取引の為替リスク

非対円通貨の組合せ（外貨建ての取引）においては、新規建玉時に当行所定のレートにより円貨から外貨に換算され、決済取引（反対売買）時に当行所定のレートにより外貨から円貨に換算されるため、取引対象である通貨の価格変動および金利変動に加えて、当該外貨と円貨との為替変動により損失が生じることがあります。

11. 預託された資金のリスク

外国為替の相対取引には、取引所で行われる株式や先物などの取引とは異なり、公的な資産保全制度は存在しません。このため、お客さまが預託される資産は、お客さまの取引先や受託銀行の信用リスクに晒されることとなります。当行は、お客さまからお預かりした資産の全てを信託口座に再預託（区分管理）することでお預かりした資産の保全を図っておりますが、このことは当行が破綻した場合に、お預かりした資産の全額についてお客さまが優先弁済を受けられることを保証するものではありません。区分管理必要額の算定基準日と信託設定の日に時間差があることなどから、信託されるまでの間は信託口座の保全対象にはなりません。万一、当行が破綻した場合には、お客さまは信託口座に再預託（区分管理）された部分について優先的に弁済を受け、その他の部分については当行一般債権者と同列に扱われることとなります。

12. 電子取引システムの利用リスク

電子取引システムでのお取引の場合、注文の受付には人手を介さないため、お客さまが売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が成立しない、あるいは意図しない注文が成立する可能性があります。電子取引システムは、お客さまご自身の通信機器の故障、回線等の障害、情報ベンダーの配信の障害、あるいは電子取引システムそのものの障害など様々な原因で一時的または一定期間にわたって利用できない状況となる可能性があります。電子取引システム上の価格情報に表示される価格は、必ずしも市場の実勢を正確に表示しているとは限りません。市場が急激に変動した場合や、インターネット環境の状況により価格情報が遅れ、電子取引システム上の価格情報と市場の実勢価格との間で乖離が発生する可能性があります。電子取引システムを利用する際に用いられる口座番号、暗証番号及びパワーダイレクトパスワード等の情報が、窃盗、盗聴などにより漏洩した場合、その情報を第三者が悪用することにより、お客さまに損失が発生する可能性があります。

13. 売買注文の取消

売買注文は、その注文が約定するまでは取消することができますが、一度約定した売買注文を取消することはできません。なお、お取引の開始に際しては、取引の仕組み及びリスクについて十分にご理解いただくようお願い申し上げます。

VIII. 店頭外国為替証拠金に係る主要な用語

- (1) 必要証拠金（ひつようしょうきん）
建玉を維持する為に必要な証拠金をいいます。
- (2) 売建玉（うりたてぎょく）
売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。売ポジションともいいます。
- (3) 受入証拠金（うけいれしょうきん）
お客さまが当行に差し入れた証拠金のことをいいます。なお、取引によって発生した決済損益やスワップポイントの授受は、受渡日に受入証拠金への入出金をもって受け払いされます。
- (4) 証拠金維持率（しょうきんいじりつ）
$$\text{（純資産} \div \text{必要証拠金）} \times 100$$
- (5) 買建玉（かいたてぎょく）
買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。買ポジションともいいます。
- (6) カバー取引（かばーとりひき）
金融商品取引業者等が顧客を相手方として行う店頭外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として行う、当該店頭外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者等その他の者を相手方とする為替取引若しくは店頭外国為替証拠金取引をいいます。
- (7) ロスカット（ろすかつと）
当行が定める基準値を、お客さまの証拠金維持率が下回った場合に、お客さまの計算において当行が決済取引を行うことです。
- (8) 新規注文（しんきちゅうもん）
新たに建玉を建てるための注文をいいます。
- (9) 決済注文（けっさいちゅうもん）
新規で発注された建玉を手仕舞う（建玉を減じる）ために行う注文で、建玉を指定して行う反対売買取引の注文をいいます。
- (10) 受渡日（うけわたしび）
外国為替の銀行間取引のルールにおける資金の受渡日をいいます。
- (11) 差金決済（さきんけっさい）
決済にあたり、当該通貨ペアの売買の価格差により算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。
- (12) 未受渡売買損益（みうけわたしばいばいそんえき）
差金決済が終了したことにより確定した損失及び利益で、受渡日を迎えないことにより、未だ受入証拠金に反映されていない金額をいいます。
- (13) 未受渡スワップ損益（みうけわたしすわっぷそんえき）
ロールオーバーにより確定した損失及び利益で、受渡日を迎えないことにより、未だ受入証拠金に反映されていない金額をいいます。
- (14) スワップポイント（すわっぷぽいんと）
店頭外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る受渡日から翌営業日に係る受渡日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。

- (15) 建玉（たてぎよく）
店頭外国為替証拠金取引における建玉とは、買い建て・売り建て取引によって生じた持ち高、あるいは通貨や数量などの持ち高状況のことをいいます。ポジションともいいます。
- (16) 注文中証拠金（ちゅうもんちゅうしょうきん）
注文中の必要証拠金のことをいいます。
- (17) デリバティブ取引（でりばていぶとりひき）
その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。
- (18) 店頭外国為替証拠金取引（てんとうがいこくかわせしょうきんとりひき）
通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。
- (19) 値洗い（ねあらい）
建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いといっています。
- (20) 未決済建玉評価損益（みけっさいたてぎよくひょうかさんえき）
買建玉あるいは売建玉に係る評価益又は評価損で、現在の価格により算出されたものをいいます。
- (21) 両建て（りょうだて）
決済取引をせず、同一商品、同一通貨の組み合わせで買建玉と売建玉を同時に持つことです。
- (22) ロールオーバー（ろーるおーばー）
建玉の受渡日を繰り延べることをいいます。このロールオーバーのときにスワップポイントが生じます。
- (23) 純資産（じゆんしさん）
受入証拠金 + (未決済建玉評価損益 + 未受渡決済スワップ損益) + 入出金予定額 + 未受渡売買損益
- (24) 有効証拠金（ゆうこうしょうきん）
純資産 - (必要証拠金 + 注文中証拠金)
- (25) スリッページ（すりっぺーじ）
スリッページとは、お客さまが注文時に指定したレートと実際に約定するレートとの相違を言います。当行では、AS ストリーミング注文及びストリーミング注文において、お客さまが許容する以上の不利なレートで約定することを防ぐため、発注の際にあらかじめお客さまお自身でスリッページの制限値を設定することが可能です。
- (26) 取引日・営業日（とりひきび・えいぎょうび）
取引日とは、原則、土曜日、日曜日及び1月1日以外の日をいいます。また、営業日とは、土曜日、日曜日、日本の祝祭日及び当行が任意に休日と定めた日以外の日をいいます。
- (27) 強制決済（きょうせいけっさい）
当行がお客さまの計算において、お客さまの保有する建玉を強制的に決済することをいいます。

(2017年9月28日)

新生銀行 F X 取引ルール

1. 取引日及び取引時間

取引日は、原則、土曜日、日曜日及び1月1日以外を取引日とします。また、取引時間は、次に掲げる表のとおりとしております。ただし、クリスマス時期など世界的な休日によりインターバンク市場が東京時間のみ開いている場合などは、当行の判断において取引の終了時間を繰り上げる場合があります。

取引日と取引時間	月曜日	火曜日～金曜日	取引停止時間
通常期間の1取引日における取引時間	午前7時00分 ～ 翌日午前6時54分59秒	午前7時10分 ～ 翌日午前6時54分59秒	午前6時55分 ～ 午前7時9分59秒
米国サマータイム期間の1取引日における取引時間	午前7時00分 ～ 翌日午前5時54分59秒	午前6時10分 ～ 翌日午前5時54分59秒	午前5時55分 ～ 午前6時9分59秒

2. 取引通貨ペア及び必要証拠金等

取引通貨ペア	英語表記	取引数量の最低単位	必要証拠金(証拠金率)	レートと呼値の最低単位	現地通貨	
ドル/円	USD/JPY	1,000 ドル	レバレッジ 25 倍コース (4%)	0.1 銭	日本円	
ユーロ/円	EUR/JPY	1,000 ユーロ		0.1 銭	日本円	
英ポンド/円	GBP/JPY	1,000 英ポンド		0.1 銭	日本円	
豪ドル/円	AUD/JPY	1,000 豪ドル		0.1 銭	日本円	
NZ ドル/円	NZD/JPY	1,000 NZ ドル		0.1 銭	日本円	
ランド/円	ZAR/JPY	1,000 ランド		レバレッジ 10 倍コース (10%)	0.1 銭	日本円
カナダドル/円	CAD/JPY	1,000 カナダドル			0.1 銭	日本円
スイス/円	CHF/JPY	1,000 スイス		レバレッジ 5 倍コース (20%)	0.1 銭	日本円
香港ドル/円	HKD/JPY	1,000 香港ドル			0.1 銭	日本円
SG ドル/円	SGD/JPY	1,000 SG ドル		レバレッジ 2 倍コース (50%)	0.1 銭	日本円
ユーロ/ドル	EUR/USD	1,000 ユーロ			0.00001 ドル	ドル
ポンド/ドル	GBP/USD	1,000 英ポンド		レバレッジ 1 倍コース (100%)	0.00001 ドル	ドル
豪ドル/ドル	AUD/USD	1,000 豪ドル			0.00001 ドル	ドル
NZ ドル/ドル	NZD/USD	1,000 NZ ドル	上記 5 コースから選択。	0.00001 ドル	ドル	
ドル/スイス	USD/CHF	1,000 ドル	計算法	0.00001 スイス	スイス	
ポンド/スイス	GBP/CHF	1,000 英ポンド	取引数量の最低単位× 現在のビッドとアスク の中心値×証拠金率×取 引数量÷1,000 (小数点 以下切り上げ)	0.00001 スイス	スイス	
ユーロ/ポンド	EUR/GBP	1,000 ユーロ		0.00001 英ポンド	英ポンド	
ユーロ/スイス	EUR/CHF	1,000 ユーロ		0.00001 スイス	スイス	
豪ドル/スイス	AUD/CHF	1,000 豪ドル		0.00001 スイス	スイス	
NZ ドル/スイス	NZD/CHF	1,000 NZ ドル		0.00001 スイス	スイス	
豪ドル/NZ ドル	AUD/NZD	1,000 豪ドル		0.00001NZ ドル	NZ ドル	
N クローネ/円	NOK/JPY	1,000 N クローネ		0.1 銭	日本円	
トルコリラ/円	TRY/JPY	1,000 トルコリラ		0.1 銭	日本円	

人民元/円	CNH/JPY	1,000 人民元	0.1 銭	日本円
-------	---------	-----------	-------	-----

※ 上記の表において「ドル」とだけ記載されている通貨は、「米ドル」を、「スイス」と記載されている通貨は、「スイスフラン」を指します。

3. 取引数量の上限

1 取引あたりの発注上限	通貨ペアに関係なく一律 200 万通貨
建玉及び注文の最大合計額	建玉及び注文の最大合計額が 30 億円相当額(リアルタイムで円換算された金額)を超える新規建玉はできません。

4. 注文方法

注文方法	説明
AS ストリーミング注文	<p>AS とは、Auto Select (オートセレクト) の略称であり、リアルタイムで提示されているレートにて売買が発注された注文をシステムが自動的に新規・決済の判断を行う注文方法です。なお、AS ストリーミング注文をご利用になる場合、あらかじめ取引画面から次の設定を行っていただく必要がございます。</p> <p>《AS ストリーミング注文に関する設定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ AS ストリーミング注文の利用の可否 AS ストリーミング注文を「利用する」に設定してください。 ◆ 建玉を決済する順番 建玉を決済する順番は次の 4 種類の決済パターンの中からお客さまが事前に指定された方式により決済建玉をシステムが自動的に選択いたします。 ◆ LIFO 順 : Last In First Out (ラスト・イン・ファースト・アウト) 新しい建玉から順番に決済 ◆ FIFO 順 : First In First Out (ファースト・イン・ファースト・アウト) 古い建玉から順番に決済 ◆ P&L 損順 : Profit and Loss (プロフィット・アンド・ロス) 取引単位あたりの損失額が大きい (又は利益額が小さい) ものから決済 (なお、スワップポイントは計算に含みません)。 ◆ P&L 益順 : Profit and Loss (プロフィット・アンド・ロス) 取引単位あたりの利益額が大きい (又は損失額が小さい) ものから決済 (なお、スワップポイントは計算に含みません)。 ◆ 約定していない注文の自動キャンセルルール AS ストリーミング注文を発注された場合、既に発注済みの指値、逆指値等の注文を取り消す範囲を次の 2 種類からお客さまが事前に指定された方法にてシステムが自動的に取り消します。 ◆ 通貨ペアにかかわらず、約定していない指値・逆指値 (複合注文を含む) 注文を全て取り消す ◆ AS ストリーミング注文にて発注した通貨ペアのみを対象とする指値・逆指値 (複合

	<p>注文を含む) のみを取り消す。</p> <p>《AS ストリーミング注文に関する注意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 両建て(同一通貨ペアで売りと買いの両方の新規建玉を保有すること)となる注文はできません ◆ 既に建玉がある場合、その建玉の反対の売買注文は自動的に決済注文となります。 ◆ 取引時間中のみ行うことができます。 ◆ お客さまが注文時に指定したレートと実際に約定するレートとの相違(スリッページ)が発生します。お客さまが取引画面にて発注ボタンをクリックした時点において、当該画面に表示されている価格を注文レートとして発注されます。お客さまの注文を当行で受注した時の提示レートが、お客さまの注文レートと一致するか、お客さまの注文レートよりお客さまにとって有利な場合には、当該受注した時の提示レートで約定します。一方、当該受注した時の提示レートが、お客さまの注文レートよりお客さまにとって不利な場合には、お客さまの注文は失効します。ただし、お客さまが注文時に許容スリッページの範囲を設定されている場合には、当該設定範囲内であれば、当該不利な受注をした時の提示レートで約定します。 ◆ 受付順に約定しますが、相場急変時や注文の集中等により、当行が応じることができる数量を超えて当行が受注した場合、約定可能数量まで受付順に約定処理を行うため、お客さまの注文が約定できず、失効する場合があります。 ◆ リーブオーダー(指値注文等)注文、IFD注文、IFO注文に優先しますが、ロスカット取引がある場合には、その注文、取引が優先されます。
ストリーミング注文	<p>リアルタイムで提示されているレートにて売買する注文方法です。AS ストリーミング注文と異なり、新規、決済の別をご選択いただく必要があります。</p> <p>《ストリーミング注文に関する注意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 取引時間中のみ行うことができます。 ◆ お客さまが注文時に指定したレートと実際に約定するレートとの相違(スリッページ)が発生します。お客さまが取引画面にて発注ボタンをクリックした時点において、当該画面に表示されている価格を注文レートとして発注されます。お客さまの注文を当行で受注した時の提示レートが、お客さまの注文レートと一致するか、お客さまの注文レートよりお客さまにとって有利な場合には、当該受注した時の提示レートで約定します。一方、当該受注した時の提示レートが、お客さまの注文レートよりお客さまにとって不利な場合には、お客さまの注文は失効します。ただし、お客さまが注文時に許容スリッページの範囲を設定されている場合には、当該設定範囲内であれば、当該不利な受注をした時の提示レートで約定します。 ◆ 受付順に約定しますが、相場急変時や注文の集中等により、当行が応じることができる数量を超えて当行が受注した場合、約定可能数量まで受付順に約定処理を行うため、お客さまの注文が約定できず、失効する場合があります。 ◆ リーブオーダー(指値注文等)注文、IFD注文、IFO注文に優先しますが、ロスカッ

	ト取引がある場合には、その注文、取引が優先されます。
指値注文	<p>レートを指定して発注する注文です。買い注文時は発注時のビッドレートより低く、売り注文時は発注時のアスクレートよりも高いレートを指定していただく必要があります。したがって、指値注文を発注する時点でのビッドレート又はアスクレートと同一の注文レートやスプレッドの範囲内のレートでの注文は発注できませんのでご注意ください。</p> <p>なお、指値注文は、当行の提示レートが当該注文の注文レートに達した時点で当該注文レートにて約定します。ただし、有効期限が「本日中」以外の指値注文を発注し、その指値注文が翌取引日以降に持ち越され、取引時間の開始と同時に当行の提示レートが、当該指値注文の注文レートに達し、又は超えている場合は、当該提示レートで約定します。</p>
逆指値注文	<p>レートを指定して発注する注文です。買い注文時は発注時のアスクレートよりも高く、売り注文時は発注時のビッドレートよりも低いレートを指定していただく必要があります。</p> <p>逆指値注文は、当行の提示レートが発注した逆指値注文の注文レートに達した場合、又は超えた場合、その当行の提示レートで約定します。逆指値注文は、ご指定いただいたレートよりも不利なレートで約定することがあります。特に、相場急変時や週明け月曜の取引開始時等には、著しく不利なレートで約定する場合があります。</p>
通貨別全決済注文 (※) 通貨別全決済注文の対象となる建玉が200万通貨を超える場合は、ご利用になれません。	<p>保有するすべての未決済の建玉のうち、通貨ペア別にすべての建玉をレートを指定せず一度の操作で決済する場合の注文方法です。一度の操作で発注できますので、相場急変時にも時間をかけずに複数の建玉を同時に発注できます。通貨別全決済注文はレートを指定せず発注されますので、発注したときのレートで約定するとは限りません。また、通貨別全決済注文を発注した場合、その対象となった通貨ペアのうち既に発注済の決済注文は全て取り消されますが、新規注文がある場合、当該新規注文は取り消されませんのでご注意ください。</p>
全決済注文 (※) 全決済注文の対象となる建玉のうち200万通貨を超える通貨ペアを保有している場合は、ご利用になれません。	<p>保有するすべての未決済の建玉を通貨ペアにかかわらずすべての建玉をレートを指定せず一度の操作で決済する場合の注文方法です。一度の操作で発注できますので、相場急変時にも時間をかけずに複数の建玉を同時に発注できます。全決済注文はレートを指定せず発注されますので、発注したときのレートで約定するとは限りません。また、全決済注文を発注した場合、既に発注されていた決済注文は全て取り消されますが、新規注文がある場合、当該新規注文は取り消されませんのでご注意ください。</p>
IFD 注文	<p>IFD とは、If-Done (イフ・ダン) の略です。新規注文(一次注文)とそれを対象とした決済注文(二次注文)をセットで発注する注文方法です。一次注文及び二次注文は、それぞれ指値注文および逆指値注文を選択することができます。最初は一次注文だけが有効であり、これが約定した場合に決済するための二次注文が自動的に有効になります。</p>
OCO 注文	<p>OCO とは、One Cancel Other (ワン・キャンセル・アザー) の略です。2つの指値(逆指値)を同時に出し、どちらか一方の注文が約定した場合、もう一方の注文を自動的に取消する注文方法です。</p>
IFO 注文	<p>IFD 注文と OCO 注文を組み合わせた注文方法です。新規注文(一次注文)の指値(逆指</p>

値) が約定すると、決済注文 (二次注文) の OCO 注文が自動的に有効になります。

5. 注文の有効期限の訂正が可能な期間

訂正前の有効期限	訂正後の有効期限	訂正できる期間
本日中	今週中	発注時点からの期間に係らず訂正できます。
本日中	期限なし	発注時点からの期間に係らず訂正できます。
今週中	本日中	発注当日のみ訂正が可能です。
今週中	期限なし	発注時点からの期間に係らず訂正できます。
期限なし	本日中	発注当日のみ訂正が可能です。
期限なし	今週中	発注した週のみ訂正が可能です。

6. レバレッジコースの種類と変更時のご注意

レバレッジコースとは、あらかじめ定められたレバレッジコースにおいて、取引数量に対する必要証拠金とロスカット水準を選択できるサービスです。

■レバレッジコースの種類

コース名称	追加証拠金の有無	ロスカット水準
レバレッジ 25 倍コース	有り	50～95%[5%刻み]任意設定
レバレッジ 10 倍コース	無し	40～95%[5%刻み]任意設定
レバレッジ 5 倍コース	無し	20～95%[5%刻み]任意設定
レバレッジ 2 倍コース	無し	20～95%[5%刻み]任意設定
レバレッジ 1 倍コース	無し	20～95%[5%刻み]任意設定

※レバレッジ 25 倍コースは証拠金維持率が 100%を割り込んだ時点で追加証拠金が発生します。

■レバレッジコース変更時のご注意

口座開設当初は「レバレッジ 25 倍コース・ロスカット水準 50%」又は「レバレッジ 10 倍コース・ロスカット水準 40%」が設定されています。

①建玉・注文無しの場合

全てのレバレッジコース及びロスカット水準の選択が可能です。

②建玉・注文有りの場合

選択できるレバレッジコースやロスカット水準は以下の通りです。

レバレッジコース	ロスカット水準	変更の可否
レバレッジ倍率を高くする	上げる	一部変更可能 ※設定変更による強制ロスカットの発動を防ぐため、「現在のロスカット水準×(設定後レバレッジ÷現在レバレッジ)」を超えるロスカット水準を選択した場合はコース変更ができません。

	下げる、変更無し	変更可能
レバレッジ倍率を低くする	上げる、下げる、変更無し	変更不可 建玉及び注文が無い状態で変更してください。
変更無し	上げる	変更不可 建玉及び注文が無い状態で変更してください。
	下げる	変更可能 変更を行った時点で、新たなロスカット水準が適用されます。

7. 追加証拠金の発生時間と解消方法

毎取引日の取引時間終了時点における提示レートを中心値を基準に算出された証拠金維持率が 100%を下回った場合、追加証拠金が発生いたします。原則、毎取引日の取引時間終了時点に属する日の午後 6 時までに、その下回った額以上の証拠金を入金するか、あるいは建玉の全部又は一部を決済し、追加証拠金を解消する必要があります。ただし、取引時間終了時点に属する日が取引日に該当しない場合は、次の取引日の午後 6 時までとします。(注)

なお、追加証拠金が発生した後、相場の変動等によりお客さまの証拠金維持率が 100%を回復した場合でも追加証拠金の解消とはなりませんのでご注意ください。また、期限までに追加証拠金が解消されない場合は、強制決済の対象となります。

	追加証拠金発生時間	追加証拠金解消期限
火曜日～金曜日	午前 6 時 55 分 (午前 5 時 55 分)	同日午後 6 時(注)
土曜日	午前 6 時 55 分 (午前 5 時 55 分)	翌月曜日の午後 6 時(注)

※ 「追加証拠金発生時間」の項目の括弧の中は米国がサマータイムの場合

(注)当該日が取引日でない場合は翌取引日

8. プレアラート通知、アラート通知

選択のコースおよび選択のロスカット水準によって、以下の表のとおりプレアラート、アラートの通知する設定される証拠金維持率が異なります。

選択ロス カット率	レバレッジ 25 倍コース		レバレッジ 10 倍コース		レバレッジ 5 倍コース レバレッジ 2 倍コース レバレッジ 1 倍コース	
	プレアラート	アラート	プレアラート	アラート	プレアラート	アラート
95%	145%	115%	145%	115%	145%	115%
90%	140%	110%	140%	110%	140%	110%
85%	135%	105%	135%	105%	135%	105%
80%	130%	100%	130%	100%	130%	100%

75%	125%	95%	125%	95%	125%	95%
70%	120%	90%	120%	90%	120%	90%
65%	115%	85%	115%	85%	115%	85%
60%	110%	80%	110%	80%	110%	80%
55%	105%	75%	105%	75%	105%	75%
50%	100%	70%	100%	70%	100%	70%
45%	—	—	95%	65%	95%	65%
40%	—	—	90%	60%	90%	60%
35%	—	—	—	—	85%	55%
30%	—	—	—	—	80%	50%
25%	—	—	—	—	75%	45%
20%	—	—	—	—	70%	40%
送信回数	原則、1取引日に1回となります。ただし、既に1回送信を受けた場合でも、その後、ロスカット又は強制決済となり、それ以降に新規建玉を行いプレアラート通知、アラート通知の基準に達した場合は、その時点で再度1回のみ送信されます。また、建玉された時点でプレアラート通知又はアラート通知の基準値を下回った場合でも配信されます。					

(2017年9月28日)